

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）
- 第 2 章 契約（第 4 条 - 第 1 7 条）
- 第 3 章 付加機能（第 1 8 条）
- 第 4 章 回線相互接続（第 1 9 条・第 2 0 条）
- 第 5 章 利用中止及び利用停止（第 2 1 条・第 2 2 条）
- 第 6 章 利用の制限（第 2 3 条）
- 第 7 章 料金等
  - 第 1 節
  - 第 2 節
  - 第 3 節 料金の適用及び支払期日（第 2 4 条）
  - 料金の支払義務（第 2 5 条 - 第 2 9 条）
  - 料金の不払い（第 3 0 条 - 第 3 2 条）
- 第 8 章 保守（第 3 3 条 - 第 3 6 条）
- 第 9 章 損害賠償（第 3 7 条・第 3 8 条）
- 第 1 0 章 雑則（第 3 9 条 - 第 4 5 条）

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 株式会社 メディアッティ東上(以下、「当社」といいます)は、このインターネット接続サービス契約約款(料金表を含み、以下、「約款」といいます。)により、インターネット接続サービスを提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知するものとします。

- 2 前項に従い約款を変更した場合は、当社のサービスの提供条件は変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### 用語 用語の意味

1.電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4.電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5.インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6.インターネット接続サービス取扱所	(1)インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7.契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8.契約者	当社と契約を締結している者
9.契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10.端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの

11. 端末接続装置(ケーブルモデム等)	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している事業者
15. 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基き課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17. 課金開始日	端末接続装置(ケーブルモデム等)と契約者の自営端末設備を接続し動作を確認した日
18. 課金単位月	毎月の1日から末日までの期間

## 第2章 契約

(インターネット接続サービスの種類等)

第4条 インターネット接続サービスには、当社が別途定める料金表(以下、「料金表」といいます。)に規定する種類等があります。

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人、1事業所又は1店舗に限ります。

(最低利用期間)

第6条 インターネット接続サービスには、6ヶ月の最低利用期間があります。

- 2 最低利用期間中に契約者がインターネット接続サービスの利用の一時休止を請求した場合には、最低利用期間の進行は中断します。
- 3 契約者が前項の最低利用期間中に契約者の事情により契約の解除を行う場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間中の残余部分に対する利用料を一括して当社に対して支払っていただきます。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置(ケーブルモデム等)を設置し、これを契約者回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

( 契約申込みの方法 )

- 第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類等
  - (2) 契約者回線の終端とする場所
  - (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項
- 2 契約申込は、契約申込の日から起算して 8 日を経過するまでの間、インターネット接続サービス取扱所に対して契約申込者が書面により通知することにより申込の撤回又は契約の解除(以下、本条において、「契約の申込の撤回等」といいます。)を行なうことができます。
- 3 前項の規定による契約の申込の撤回等は、同項の書面を発したときにその効力を生じます。
- 4 第 2 項の規定により契約の撤回等を行った契約申込者は、料金表に定める加入金の還付を請求することができます。但し、引込工事、宅内工事等を着工済みの場合には、契約申込者はその工事に要した費用及びその復旧に要する費用を全て負担するものとします。

( 契約申込みの承諾 )

- 第9条 当社は、契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取り扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (3) インターネット接続サービスの申込みをした者が、第 22 条(利用停止)に該当するとき。
  - (4) インターネット接続サービスの契約申込書に虚偽の事実を掲載したとき。
  - (5) 契約者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないとき。
  - (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 前項の規定により、インターネット接続サービスの契約申込を承諾しない場合は、当社は申込みをした者に対し書面によりその旨を通知します。
- 5 集合型住宅では、賃貸用の場合は建物所有者、分譲用の場合は建物管理機関の承諾

が得られた場合に限りインターネット接続サービスの申込みをすることができます。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

第10条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類等の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3 インターネット接続サービスの種類等を変更するために手数料その他の料金を必要とする場合には、契約者は、当該変更に応じ料金表に定める手数料その他の料金をお支払いいただきます。

(契約回線の移転)

第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

- 2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

(インターネット接続サービスの利用の一時休止)

第12条 当社は、契約者から当社所定の申込書で申込があったときは、インターネット接続サービスの休止(その契約者の回線及びドメインを他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。但し、休止の期間は最長4ヶ月とします(休止を申し込んだ月及びサービスを再開した月を含まないものとします。)

- 2 休止を申し込んだ日の属する月の翌月からサービスを再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は第25条(利用料金等の支払義務)第2項第1号の定める通り無料とします。(契約者は休止を申し出た月及びサービスを再開した月の付加機能利用料を含む各種利用料については、それぞれ1ヵ月分の支払いを要します。)
- 3 前条にかかわらず、インターネット接続サービスの休止期間中は料金表に定める休止料金をお支払いいただきます。休止料金は、端末接続装置(ケーブルモデム等)をサービスの一時休止に伴い撤去するか否かに拘わらず課金されます。
- 4 契約者から利用の一時休止に伴い端末接続装置(ケーブルモデム等)を一時撤去するよう請求された場合、さらに契約者から利用再開に伴い端末接続装置(ケーブル

モデム等)を設置するよう請求された場合、当社は契約者と協議の上、撤去及び設置のための日時を取り決めるものとし、撤去及び設置のために必要な費用は契約者の負担とします。

- 5 契約者が第 1 項に定める利用休止期間の最長期間を経過しても利用再開の請求を行わない場合は、契約は利用休止期間の満了をもって契約者により解約されたものとみなします。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第 8 条(契約申込みの方法)第 1 項第 3 号に規定するインターネット接続サービスの内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 9 条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3 当該インターネット接続サービスの内容を変更するために手数料その他の料金が必要とする場合には、契約者は、当該変更に応じ料金表に定める手数料その他の料金をお支払いいただきます。

(譲渡の禁止)

第14条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第15条 契約者が個人の場合は当該契約者が死亡したときは、当該契約者に係るインターネット接続サービスの契約は終了します。但し、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で 1 名に限る。)は引続き当該契約によるインターネット接続サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。

- 2 前項に定める他、当社が前項に準じて取り扱うと当社が判断した場合には、契約者の名義の書換えを行うものとし、新契約者は、当社に対し料金表に定める名義書換手数料をお支払いいただきます。

(契約者が行う契約の解除)

第16条 契約者は、契約を解除しようとするときは、解除日の 1 ヶ月前までに当社のインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知することにより契約を解除することができます。

- 2 解除日の属する月の利用料についてはその月の末日までの 1 ヶ月分の料金をお支

払いただきます。

- 3 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰属する電気通信設備の資産等を撤去いたします。
- 4 前項の撤去工事に要する費用のうち、当社施設の撤去工事に要する費用は当社の負担とし、端末接続装置(ケーブルモデム等)の撤去工事に要する費用は契約者の負担とします。但し、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が、利用料又は各種料金の支払を3ヶ月以上遅延したとき。
  - (2) 第22条(利用停止)第1項第2号から6号の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、停止された日から1ヶ月以内にその事実を解消した上で利用の再開を請求しないとき。
  - (3) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
- 2 第22条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第2号の規定にかかわらず、当社は、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することができます。
  - 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
  - 4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。
  - 5 前号の撤去工事に要する費用のうち、当社施設の撤去工事に要する費用は当社の負担とし、端末接続装置(ケーブルモデム等)の撤去工事に要する費用は契約者の負担とします。但し、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

### 第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供しません。

## 第4章 回線相互接続

### (回線相互接続の請求)

第19条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

### (回線相互接続の変更・廃止)

第20条 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

- 2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

## 第5章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

第21条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第23条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
  - (3) インターネット接続サービスの契約者が第22条(利用停止)に該当するとき。
  - (4) 当社若しくは当社提携先の電気通信事業者が、サービスを中止又は一時停止したとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止する場合があります。
  - 3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。但し、緊急の場合は、事後速やかに通知いたします。

(利用停止)

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を2ヶ月経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
  - (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行なったこと等が判明したとき。
  - (3) 第40条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (4) 電気通信事業法(昭和59年法86号)(以下、「事業法」といいます。)又は電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(以下、「事業法施行規則」といいます。)に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
  - (6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行なったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急の場合は、事後速やかに通知いたします。

## 第6章 利用の制限

(利用の制限)

第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるもの並びに当社が上記目的のために優先的に取り扱うべきであると判断したものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限又は中止することがあります。優先的に取り扱う通信を行う機関は次のものがあります。

優先的に取り扱う通信を行う機関名
------------------

気象機関  
水防機関  
消防機関  
災害救助機関  
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。）  
防衛機関  
輸送の確保に直接関係がある機関  
通信の確保に直接関係がある機関  
電力の供給の確保に直接関係がある機関  
ガスの供給の確保に直接関係がある機関  
水道の供給の確保に直接関係がある機関  
選挙管理機関 新聞社、放送事業者又は通信社の機関  
預貯金業務を行う金融機関  
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が失われることがあります。
- 3 契約者が当社の電気通信設備に過大な負担を生じせしめる行為をしたとき又は約款若しくは利用規約に反する行為を行っているとき当社が判断したときは、かかる契約者の利用を制限することがあります。

## 第7章 料金等

### 第1節 料金の適用及び支払期日

（料金の適用及び支払期日）

第24条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、付加機能利用料、プレミアムコンテンツ(以下「会員サービス」といいます)、休止料金、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。

- 2 契約者は、加入料、手続に関する料金及び工事に関する費用を当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法により支払うものとします。
- 3 契約者は、利用料、付加機能利用料及び休止料金について当月分を当月の27日(金融機関休日の場合には翌営業日)までに別途当社の指定する方法により支払うものとします。

### 第2節 料金の支払義務

（利用料等の支払義務）

第25条 契約者は、当社が提供するインターネット接続サービスの種類、態様に応じて料金表の規定する利用料その他の料金(以下、この条において「利用料等」といいます。)を支払うことを要します。インターネット接続サービスの利用開始日の属する月については月額利用料を日割りして算出した利用料をお支払いいただきます。

- 2 利用の一時休止等によりインターネット接続サービスの利用をしない又は利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は以下の通りとします。
  - (1) 利用の一時休止の場合は、契約者は、第12条(インターネット接続サービスの利用の一時休止)第2項の定める通り利用の休止期間中の利用料等の支払を要しません。但し、休止料金の支払を要します。
  - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
  - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)。なお、1日当たりの利用料等は、日割計算します。

- 3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(加入料の支払義務)

第26条 契約者は、第8条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払いを要します。

- 2 契約者は、別に定めるところにより、会員サービスの申込を行い当社がこれを承諾したときは、諸規約に基づき、会員サービスに関する料金等の支払を要します。

(手続に関する料金の支払義務)

第27条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に

関する料金の支払を要します。但し、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

( 工事に関する費用の支払義務 )

第28条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。但し、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取り消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分及びその復旧について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

( 施設の修復に関する費用の支払義務 )

第29条 契約者は、受信異常原因が端末接続装置(ケーブルモデム等)に起因する場合は、端末接続装置(ケーブルモデム等)の構造上又は設置上の瑕疵による場合を除き、その修復に要する費用の支払いを要します。

第3節 料金の不払い

( 割増金 )

第30条 契約者が料金の支払を不法に免れた場合、当社は、当該契約者が当社サービス利用開始日から不法に料金を免れたサービスの全てを利用していただけのものとみなし、当該契約者に対し当該サービスの料金の2倍相当額を請求できるものとします。

( 延滞利息 )

第31条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

( 債権回収 )

第32条 当社は、契約者から料金若しくはその他の債務又はこれらに係る延滞利息(以下、この条において「債権等」といいます。)の支払が無い場合は、債権等の回収を当

社が別に定める債権回収会社に委託することがあります。この場合、契約者の契約情報及び債権等の情報は債権回収会社に提供されます。

## 第8章 保守

( 当社の維持責任 )

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

( 契約者の維持責任 )

第34条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

( 設備の修理又は復旧 )

第35条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障又は滅失した場合で、全部を修理又は復旧することができないときには、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、第23条（利用の制限）第1項に準じて当社が定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

( 契約者の切分け責任 )

第36条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下、この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した場合で、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときには、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第9章 損害賠償

( 責任の制限 )

- 第37条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの料金相当額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する課金単位月の前6課金単位月の1日当たりの平均利用料（前6課金単位月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）相当額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
  - 3 当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前2項の責任制限に係る規定は適用しません。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、インターネット接続サービスの利用により契約者と第三者との間に生じた紛争及びこれに基づく契約者又は第三者の損害、並びにインターネット接続サービスを利用できなかったことにより契約者と第三者との間に生じた紛争及びこれに基づく契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負うものではなく、損害賠償義務を一切負わないものとします。

（免責）

- 第38条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を補償しません。
  - 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。但し、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のう

ちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第10章 雑則

### ( 承諾の限界 )

第39条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。但し、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### ( 利用に係る契約者の義務 )

第40条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理、撤去等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。但し、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 契約者は、インターネット接続サービスを直接又は間接に利用するものの当該利用に対し重大な支障を与える行為、当社電気通信設備に障害を生じせしめる行為を行わないものとします。
- 5 契約者は、当社が予め承諾した場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 8 契約者は、端末接続装置(ケーブルモデム等)を契約終了後、当社が別途指定する

日までに当社に対して返却するものとします。

- 9 契約者は、インターネット接続サービスを利用して、国内外の法令等を犯す行為を行わないものとします。
- 10 契約者は、インターネット接続サービスを商業目的で利用しないものとし、有償であるか無償であるかを問わずインターネット接続サービスの全部又は一部を第三者へ提供しないものとします。
- 11 契約者は、会員用ホームページに掲載している利用規約に違反する行為を行わないこととします。

(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

- 第41条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる当該相互接続事業者から契約者に対する債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

- 第42条 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(営業区域)

- 第43条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

- 第44条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(通知方法に関する特則)

- 第45条 この約款において、当社から契約者に対して通知を行う場合、当社が、契約者から当社に届け出られた住所に対して当該通知を送付したならば、契約者がその通知の受取りを拒絶し若しくは受取りを怠り、又は契約者の所在が不明となったこと等により当該通知が契約者に到達しなかった場合であっても、当該通知の送付日から3日間が経過することにより、あたかも当該通知が契約者に到達したものとみなすことができるものとします。また、当社インターネット接続サービスにより契約者の

電子メールが利用可能な場合は、契約者のメールアドレス宛に電子メールを送信した場合で、送信後 24 時間以内に送信が未了である旨が示されない場合も同様とします。

附則（実施期日）

平成 17 年 11 月 1 日より実施します